

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

蔵王町長 村上 英 人

市町村名 (市町村コード)	蔵王町 (43010)	
地域名 (地域内農業集落名)	円田地区 (平沢、矢附、永野、永野西、円田入、塩沢、円田表、円田中、北境、東根、山の入、小村崎東、小村崎西、棚村、土浮山)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年8月10日 (第1回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

円田2期地区は、県営ほ場整備事業を活用し、ほ場面積が一区画50～100a規模で整備が図られた。当時、農業法人や担い手を中心に集約が行われたが、担い手の農地が点在し、集約が図られていない状況である。農業従事者(担い手含む)の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地の増加が懸念される。獣による農作物被害が多く、営農継続に支障が出ている地域もある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、露地野菜など、地域の特性に応じ多様な農業が展開されている。付加価値の高い高収益作物の導入等により、農業所得の向上を図る。
地域の中小規模農業者のうち規模拡大志向の農業者にも集積を進め、地域の農地全体における営農継続を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,337.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	884.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内の農地所有者は、原則として農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、町及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状は、担い手にて対応できているが、今後、地区にて協議を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
侵入防止柵等の設置を行い、被害発生防止の強化に取り組む(①)				
堆肥を有効活用して、化学肥料削減を行う(②⑨)				